

公 示

横 浜 税 関

令和4年度 事務処理体制の一部変更について

本年7月1日から下記のとおり、事務処理体制の一部を変更することとしたので、お知らせします。

記

1. 事務処理体制等の変更

部署所名	変更後	現行	内容
監 視 部	統括監視官 (別送品通関部門担当) 【部門の名称変更】	統括監視官 (別・託送品通関部門 担当)	○託送品通関業務は監視部統括監視 官(取締部門担当)へ移管
業 務 部	原産地調査官 (第1部門担当) 【部門の名称変更】 原産地調査官 (第2部門担当)	原産地調査官 — 【新設】	○原産地関係事務【共担】
千 葉 支 署 税 関 支 署	— 【廃止】 統括審査官	収納課 統括審査官	○収納事務を統括審査官へ移管

部署所名	変更後	現行	内容
川 崎 税 関 支 署	— 【廃止】 統括監視官 (保税部門担当) <川崎税関支署東扇島事務所> 統括審査官 (通関総括部門担当) <川崎税関支署東扇島事務所> 【部門の名称変更】 統括審査官 (通関第1部門担当) <川崎税関支署東扇島事務所> 統括審査官 (通関第2部門担当) <川崎税関支署東扇島事務所>	収納課 統括監視官 (保税部門担当) 統括審査官 — 【新設】 — 【新設】	○収納事務を統括審査官(通関総括部門担当)へ移管 ※東扇島事務所へ移転 ○通関総括事務及び収納事務 ※東扇島事務所へ移転 ○通関関係事務 ※品目分担は「2.品目分担表」参照 ○通関関係事務 ※品目分担は「2.品目分担表」参照
川 崎 税 関 支 署 東扇島出張所	【廃止】 ※川崎税関支署東扇島出張所の管轄区域は川崎税関支署の管轄区域とする		
川 崎 外 郵 出 張 所	統括審査官 (通関総括第4部門担当) 統括審査官 (通関第9部門担当)	— 【新設】 — 【新設】	○国際郵便に係る情報関係事務 (通関総括第3部門から通関総括第4部門へ移管) ○国際郵便に係る通関事務

以上

2. 品目分担表

部	部 別 品 目	類	類 別 品 目	川崎	
				通関 1	通関 2
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品		
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種		
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同 左		
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子		
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品		
		23~24	たばこ		
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油		
6	化学工業の生産品	28	無機化学品		
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料		
		33~34	精油、化粧品類、洗剤		
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料		
		38	各種の化学工業生産品		
7	プラスチック、ゴム	39~40	同 左		
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同 左		
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同 左		
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同 左		
11	紡織用繊維及びその製品	50~60	繊維及びその製品		
		61~63	衣類等		
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同 左		
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同 左		
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同 左		
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品		
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品		
		82~83	卑金属製品の工具、道具		
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類		
		85	電気機器、VTR、音声再生機		
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同 左		
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同 左		
19	武器、銃砲弾	93	同 左		
20	雑品	94~95	同 左		
		96	同 左		
21	美術品、収集品及びこっとう	97	同 左		